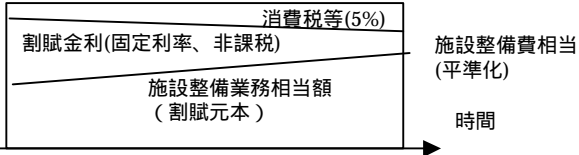


NO	タイトル	該当箇所		質問	回答
		頁			
1	入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法	2	4頁 6行目	<p>施設整備費相当の支払方法において、「平成17年4月に第1回と第2回の合計額を支払い」とありますが、請求書の提出から事業者に入金されるまで1ヶ月程度要すると考える。その期間に事業者に生じる金利を、初期投資額に含めるのは構わないと理解してよろしいですか。</p>	<p>ご質問の金利は、【入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法】P.2「2.(1)サービス対価の構成」の「施設整備費相当 施設整備業務」を構成する費用には含まれません。</p> <p>また、金利期間の計算についての考え方は、平成15年3月24日公表「入札説明書等に関する質問回答書(その2)別紙1 入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法」No.4をご参照下さい。</p> <p>なお、施設整備費相当の第1回、第2回の支払いについては、平成15年4月1日公表「入札説明書等の変更について」P.10【様式集】の3の記載にも留意して下さい。</p>
2	入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法	2	5頁 下から10行目	<p>施設整備費相当は、消費税込みの金額が完全に平準化されるとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>の場合、消費税率5%を前提とすると、施設整備費相当のうち課税対象となる施設整備業務相当額は毎支払時変動するため、その5%で算出される消費税等の金額も変動せざるを得ないと考えますが、消費税等の額は平準化されないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>及び の場合、税抜き施設整備費相当も平準化されないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>(以上下図参照)</p> 	<p>施設整備費相当には消費税は含まれません。</p> <p>平成15年3月24日「入札説明書等に関する質問回答書(その2)【入札説明書】No.22」で示したとおり、消費税の額は、施設引渡時点の消費税率に基づき確定し、その額を全28回に分けて均等に支払うこととなります。</p> <p>(割賦元本 + 割賦金利)からなる施設整備費相当が平準化されることとなります。</p> <p>以上に関しては、平成15年4月1日公表「入札説明書等の変更について」P.6【事業契約書(案)】別紙12(施設整備費相当の支払いスケジュール)をご参照ください。</p>